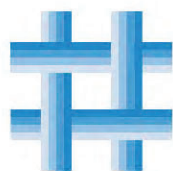


都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における 計画期間の見直し及び計画内容の簡素化について

令和3年7月
神奈川県



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

障害者計画と障害（児）福祉計画の概要（1）

○都道府県障害者計画（以下「障害者計画」）

国の「障害者のための施策に関する基本的な計画」（障害者基本計画）を基本として策定する障害者施策の基本的な事項や理念を定める計画

所管府省：内閣府

根拠法律：障害者基本法

計画期間：規定なし（障害者基本計画（第4次）は5か年）

○都道府県障害（児）福祉計画（以下「障害（児）福祉計画」）

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して策定する障害福祉サービスに関する実施計画

所管府省：厚生労働省

根拠法律：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

計画期間：国の基本指針により規定あり（3か年）

障害者計画と障害（児）福祉計画の概要（2）

障害者計画

※障害者基本計画（第4次）の項目立てにならなかった場合

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 安全・安心な生活環境の整備 | 6 保健・医療の推進 |
| 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7 行政等における配慮の充実 |
| 3 防災、防犯等の推進 | 8 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 9 教育の振興 |
| 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | 11 国際社会での協力・連携の推進 |

障害（児）福祉計画

障害（児）福祉計画は、障害者計画の一部であり、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置付けである。主に「5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」の内容が中心となる。

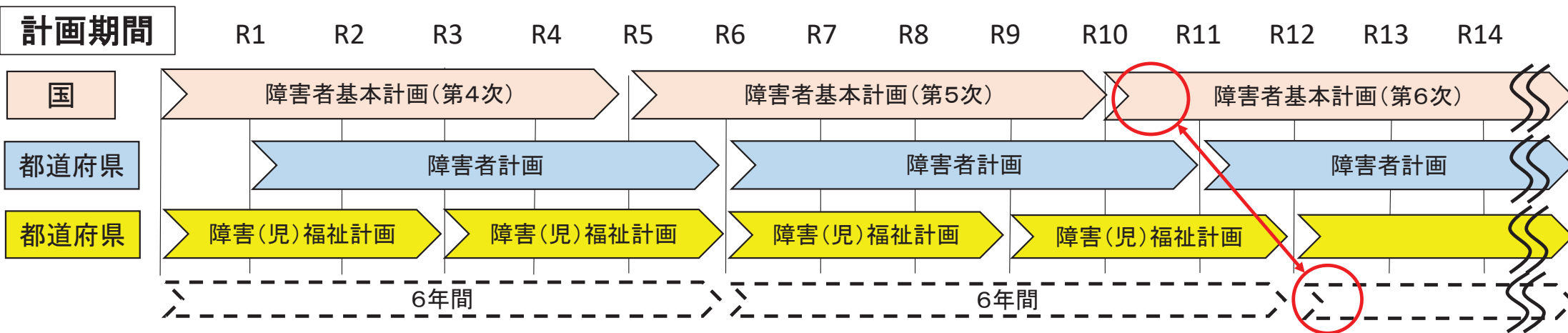
具体的な支障事例（1）

① 2つの計画は内容が一部重複し、期間も異なっており、分かりにくい

- ・基本理念、成果目標、目標達成のための方策等において、内容が重複
- ・障害(児)福祉計画は3か年計画と定められている一方、障害者計画は、計画期間の定めはないものの、法で障害者基本計画(5か年計画)に基づいて策定することとされており、5か年計画としている地方公共団体が多い。

障害者計画を6年間とし、3年で中間見直しを行うことで障害(児)福祉計画と統合している事例があるが、障害者基本計画の期間とずれるため、その内容を適切に反映することが困難

39



具体的な支障事例（2）

② 障害（児）福祉計画は検証する期間が短い

障害（児）福祉計画は、3か年計画のため、2か年の取組実績で現行計画の効果検証を実施することになるが、2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。

効果検証の支障となる事例

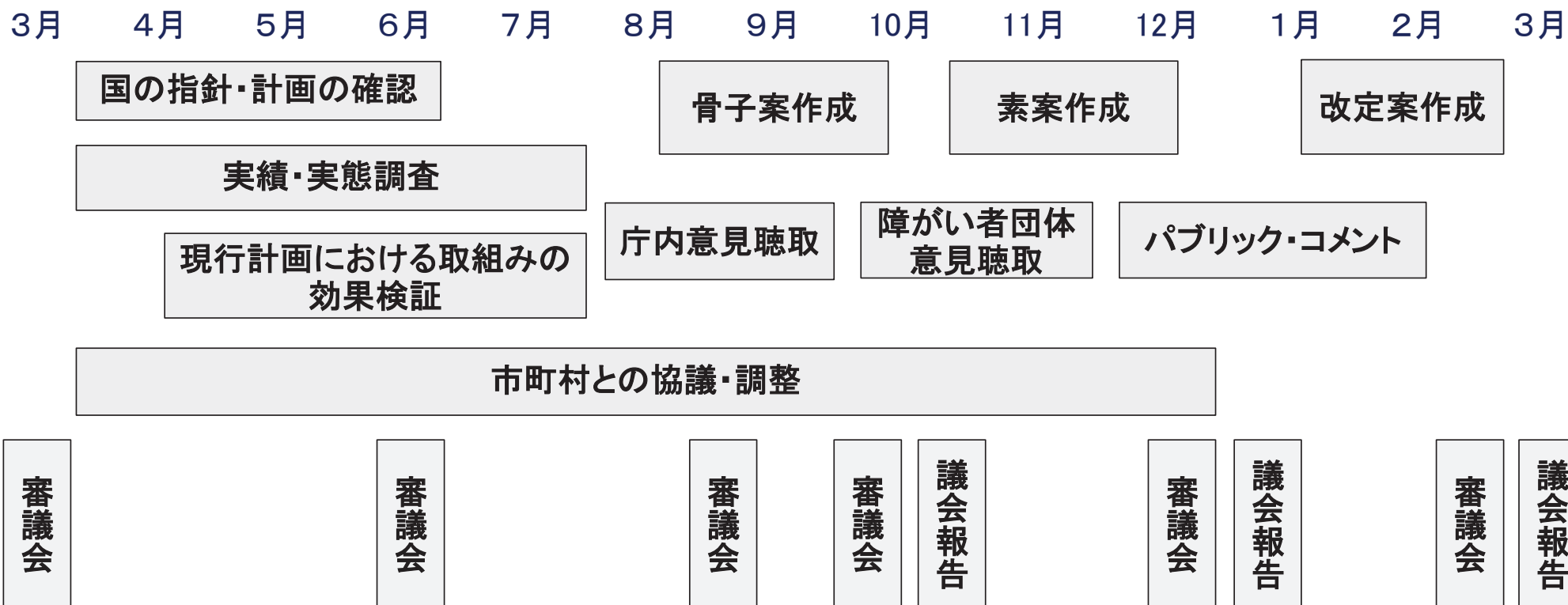
例えば、次の取組の効果検証は、2年間では困難であり、中長期的な視点が必要

- ・施設入所者の地域生活移行の促進
- ・精神病床における長期入院者の退院促進

具体的な支障事例（3）

③ 計画策定に必要な作業が多く地方公共団体の負担が増大

神奈川県における障害者計画及び障害(児)福祉計画策定のプロセス



求める措置の具体的内容と制度改正による効果

(求める措置)

障害(児)福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とする。
又は障害者基本計画を6か年計画とする。(※)

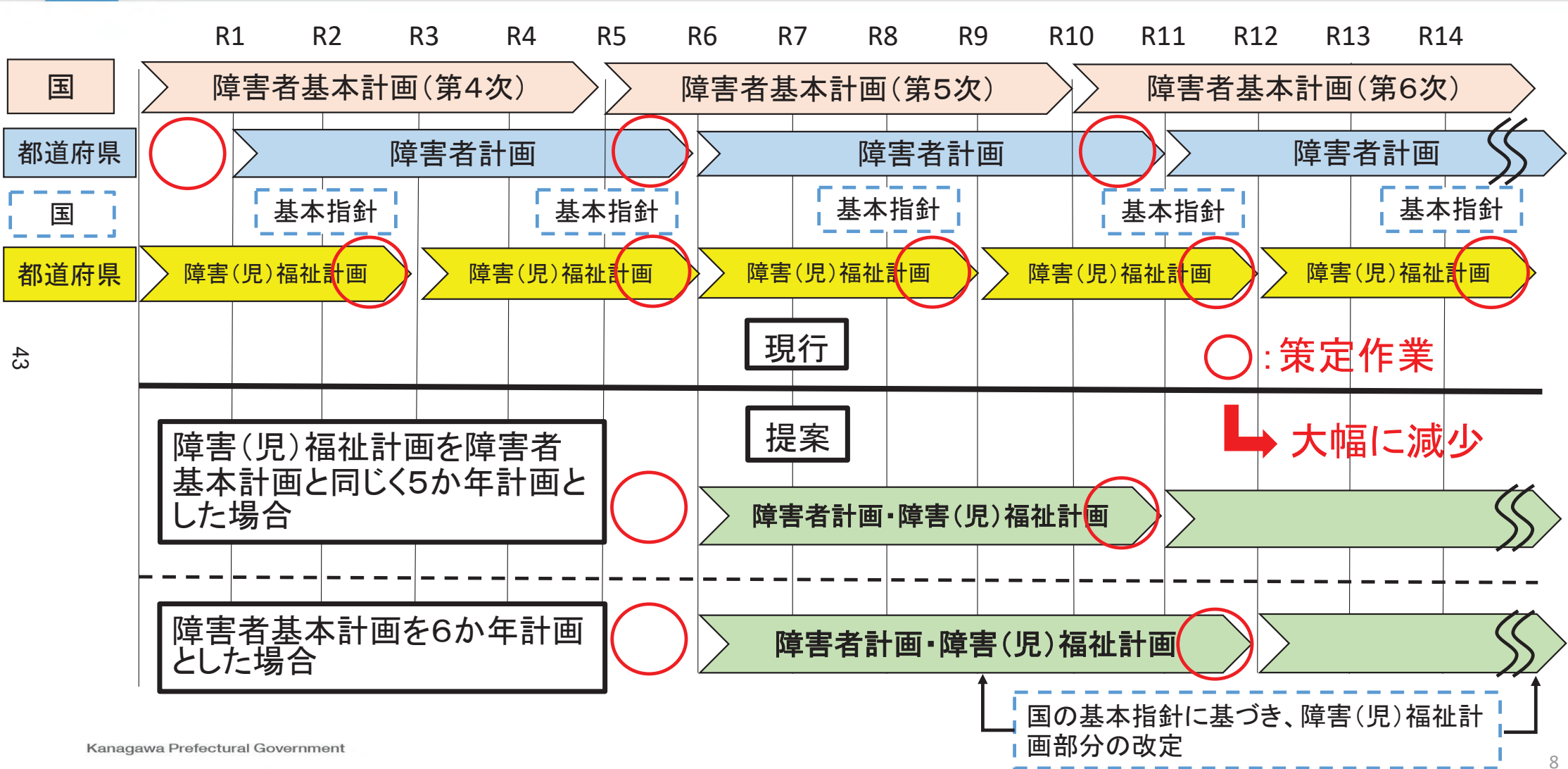
(効果)

障害者計画と障害(児)福祉計画を統合しやすくなる

- 名称及び内容の近い計画の1本化に伴う住民への分かりやすさ向上
- 目標設定と目標達成に向けた施策を中長期的な視点で検討が可能
- 策定作業及び評価作業の合理化による負担軽減

(※)障害(児)福祉計画の期間の見直しができない場合、障害者基本計画を6か年計画とすることで、障害(児)福祉計画の内容を、3か年毎に中間見直しする6か年の統合計画が実現しやすい。

提案内容のイメージ



求める措置の具体的内容と制度改正による効果②

(求める措置)

障害者計画と障害(児)福祉計画の内容の簡素化

(効果)

住民への分かりやすさ向上

策定作業の負担軽減

- ・特に障害(児)福祉計画については、基本指針において、計画で定めるべき内容や成果目標、活動指標等が細かく設定されており、それらについて、市町村を通じた現状の把握、目標値等の検討、調整などが必要となるため、業務負担が大きい。
- ・基本指針の内容を簡素化することにより、これらの業務負担が軽減されるとともに、地方公共団体の自主性を反映させた計画策定が可能となる。

内容の簡素化の例

例えば「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、精神病床からの退院率等の3項目が成果目標となっているが、併せて3項目の活動指標を設定することとされており、業務負担の増につながっている。活動指標は、国の基本指針で細かく定めずに、地方公共団体の判断とするなどの簡素化が考えられる。

成果目標

- ・退院後一年以内の地域生活日数
- ・精神病床における1年以上の長期入院患者数
(65歳以上 / 65歳未満)
- ・精神病床における早期退院率
(入院後3か月時点 / 入院後6か月時点 / 入院後1年時点)

活動指標

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(成果目標等の項目数)

	成果目標	活動指標・サービス見込量
障害者基本計画(第4次)	約120項目(※再掲含む)	—
基本指針	約20項目	約50項目